

主文  
本件各控訴を棄却する。

理由  
本件各控訴の趣意は、記録に綴つてある弁護士高橋英吉、同池田治共同作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

一 被告人Aに関する控訴趣意について

1 控訴趣意第一点（事実誤認の主張）について

(1) 原判示第二の(一)の事実について

論旨は、要するに、原判決は、判示第二の(一)の項において、被告人Aは、「昭和四〇年一月五日午後〇時三〇分ごろ、Bが同店において一五四円相当の商  
品を万引したこと因縁をつけ、強いて同女を姦淫しよう企て、同事務室においで、同女に対し『あなたはぺんじやない何回も盗みをしちよるろ、ただじやす  
ませんきに一時金として五、〇〇〇円出してくれ、五、〇〇〇円の金が一ぺんにで  
まきざつたら五丁目の警察へ突き出すぞ、お金ができんことは判つたが警察へ行く  
か、身体を張つたら今日のがは許しちやる、一回で五、〇〇〇円を精算してやる』  
などと申し向けて脅迫し、暗に右万引の事実を警察へ申告しないことの代償として  
情交関係を結ぶことを要求し、同女をして警察などへ申告され処罰を受けるとな  
どに畏怖困惑の念を生ぜしめ、情交関係を結ぶもやむをえないものと思惟せしめ、  
もつてその反抗を抑圧し、同月一九日ころの午後一時三〇分ごろ、高知市a町b番  
地旅館『C荘』において強いて同女を姦淫した」旨の事実を認定しているが、

(一) 被告人Aは、前記Bが万引(窃盗)でつかまつた際、同女に対して「警察へ  
申告する。」と告げたことは、同被告人が真実捜査機関に申告する意思で窃盗犯人  
に告げたのであるから、何ら脅迫にあたらないし、よし、右行為が脅迫にあたると  
しても、その時点においては、同被告人には強姦の故意がなかつたものであり、

(二) かりに、同被告人が強姦の故意に基づいてBを脅迫したとしても、その脅迫  
は強姦罪の構成要件である相手方の反抗を抑圧する程度のものでなかつたのであ  
り、(三) また、かりに、同被告人の前記脅迫が強姦罪における脅迫にあたるとし

ても、脅迫時(昭和四〇年一月五日)と情交時(同月一九日)との間には一四日  
の日時の経過があり、その間Bとしては捜査機関に対し自己の犯罪事実ととも  
に同被告人の脅迫行為を申告する時間的余裕が十分あつたのに、敢えてこれをしな  
かつたばかりでなく、かえつて三回にわたり同被告人に電話をかけて旅館まで指  
定して同被告人を誘い、しかもその旅館にはBの知り合いの仲居もおつて、Bは  
同被告人から何らの暴行・脅迫を受けることもなく極く自然に同被告人と情交関  
係を結んでいのであるから、前記脅迫と右情交関係との間の因果関係は切断され  
ていのであるから、右の情交関係は、要するに、同被告人が、万引をしたBに対  
して説諭をし、店員として働くよう勧めたことがきつかけとなつて、ホステスな  
どをして貞操観念の極めて低いBから、再三にわたり誘惑の電話を受けたので、  
これを承諾し、同女の合意を得たうえ情交関係を結んだものであり、強姦罪には  
該当しないのであつて被告人Aは無罪であるのに、これを有罪であると認定した  
原判決には事実誤認の過誤があるから、原判決は破棄を免れないといふのである。

そこで、記録を精査し、当審における事実取調の結果を参酌して検討するに、原  
判決挙示の判示第二の(一)についての関係各証拠に、当審証人Bおよび被告人A  
の当公判廷における各供述を総合すると、被告人Aは、日用雑貨・食料品などの販  
売を目的とする株式会社Dの代表取締役であるが、昭和四〇年一月五日午後〇時  
三〇分ごろ、同会社の支店である高知市c d丁目「E」において、同店保安係F  
が、代金一五四円に相当する同店の商品を万引したB(昭和一八年八月一〇日生)  
を現行犯人として逮捕し、その幼児二人(三才と二才)とともに同店三階事務室に  
連行したので、その取調に当り、ぶるぶる震えているBから万引した商品・預金通  
帳などの所持品を提出させ、氏名・年令・職業・住所などを質して始末書を書かせ  
たうえ、約二時間にわたつて身上・経歴などの調査をしているうち、劣情を催し、  
同女を姦淫しよう決意し、「あなたはぺんじやない何回も盗みをしちよるろ  
う。ただじやすませんきに一時金として五、〇〇〇円出してくれ、五、〇〇〇円の  
金が一ぺんにできざつたら五丁目の警察へ突き出すぞ。逃げたら警察へ言うぞ。短  
かくて一週間、長くても一ヶ月は入らねばならぬぞ。」と申し向けて、次いで同女の  
元口を寄せて小さな声で、「a町ぢやつたら水商売をしよるろが、お金ができ  
んことは判つたが警察へ行くか、身体を張つたら今日のがは許しちやる。一回で  
五、〇〇〇円を精算してやる。あんたところはどの道を通つて行くか。」と申し向  
け、返事をしふる同女に対し、さらに何回も「身体を張るか。警察を呼んでもええ



しめる程度のものであつたと認めるのが相当である。

次に、前記認定の事実によれば、なるほど、論旨指摘のとおり、脅迫行為時と姦淫時との間には一四日間の経過があり、Bが情交当日被告人Aに同被告人との情交に応ずる旨の電話をした際、情交の場所を旅館C荘と指定しており、同旅館内での情交が外観上は極く自然とみられる状態において行なわれていたことが明らかである。ところで、男女間で姦淫の行なわれるにあたり、事前に女子が男子に〈要旨〉対し電話連絡をし、女子自ら姦淫の場所と時刻を指定し、その結果同場所で行なわれた姦淫も外観上は極く自然で通常の男女間の情交と認められるような状態においてなされているものであつても、前記場所等の指定および自然の状態で行なわれたかのように見える姦淫が、それ以前に加えられた犯人の脅迫行為によつて、被害者が精神的に抗拒する気力を失つた状態に陥り、その状態が継続していることによるものであつて、犯人が被害者のその状態に乗じ、強いて姦淫した場合には、たとえ、脅迫行為時と姦淫時との間に一四日間の経過があり、姦淫行為が外観上は通常の男女間におけると同様な状態で行なわれたとしても、脅迫と姦淫行為との間の因果関係は中断されることなく存在するのであつて、脅迫による刑法一七七条前段の強姦罪が成立するというべきである。そこで、本件についてこれをみるに、被告人Aは、Bが万引でつかまり警察へ申告されるのをおそれているのに乗じ、同女に対し前記の脅迫を加えて同女を畏怖困惑させ、同女をして精神的に抗拒する気力を失わせる状態に陥し、これら情交の承諾を余義なくさせ、その状態が続いている状況のもとで同女が被告人Aの指示に従い同被告人に電話をした際、同被告人の求めにより同女に情交の場所として旅館C荘を指定させ、次いで同旅館において同女が精神的に抗拒する気力を失つていて同被告人の意のままになるのに乗じて強いて姦淫の目的を遂げたのであるから、被告人Aの右一連の所為は、刑法一七七条前段の強姦罪にあたることが明らかである。

論旨は、被告人Aは、貞操観念の低い女性であるBから誘惑されたため合意のうえ同女と情交関係をつたんだものであるとか、同女は、被告人Aから脅迫を受けた後、捜査機関に申告する時間的余裕があつたのに、敢えてこれをしなないで、被告人Aを誘惑したものであると主張するが、当時Bが貞操観念の低い女性であつたとする原審第一九回公判調書中の証人Bの供述記載部分および当審証人Bの当公判廷における供述は、同人の検察官に対する供述調書の記載に照らして信用できないのであり、かりに、Bが貞操観念の低い女性であつたとしても、前記のような脅迫を加えたうえ強いて姦淫すれば強姦罪が成立するとは言ふまでもないことである。また、Bが捜査機関に対し被告人Aからの前記脅迫の被害を告訴しなかつたことは所論指摘のとおりであるが、同女は自己が万引したことを警察に知られることを最も怖れていたのであり、右脅迫被害を警察に届出することは同時に自己の万引の事実を警察に申告する結果になることは明らかであるから、同女に対して右の告訴を強いことは自己の万引(窃盗)を自白させるに等しいことであり、被告人Aは同女の弱身に付け込んでの犯行であつて、精神的に抗拒の気力を失い、思い迷つていた同女に対し右の告訴をしなかつたのを責めることは酷であるから、右の告訴がなかつた事実を捉えて、本件姦淫につき合意があつた証左とすることはできない。

そして、原判決挙示の関係各証拠を総合すると、原判示第二の(一)の事実は優に認められ、当審における事実取調の結果に照らしても、この結論を左右することはできない。従つて、原判決には所論指摘のような事実誤認の違法はないから、論旨は理由がない。

(2) 原判示第二の(二)の事実について

所論は、要するに、原判決は判示第二の(二)の項において、被告人Aは、「昭和四一年一月二三日午後四時三〇分ごろ、Jが同店において、四二八円相当の商品を万引したことで同事務室西側和室に連行されてきた際、右万引の事実を因縁をつけて強いて同女を姦淫しようとして企て、同所において、同女の顔面を平手で二、三回殴打し、腹部を足蹴りするなどの暴行を加えたうえ、『今すぐ警察へ行くか、主人にもばらすぞ。』などと申し向けて脅迫し、更に同女の手を握り『俺のいうことを聞か、警察や主人に言わないから、俺の言うことを聞け。』などと申し向けて暗に右万引の事実を警察や夫に申告しないことの代償として情交関係を結ぶことを要求し、同女をして警察や夫に申告され処罰を受けることなどに畏怖困惑の念を生ぜしめ、情交関係を結ぶもやむを得ないものと思惟せしめ、もつてその反抗を抑圧し、同年二月八日ごろの午後三時ごろ、同市ef番地ホテル『K』において、強いて同女を姦淫した」旨の事実を認定しているが、(一)被告人Aは、前記Jが万引(窃盗)でつかまつた際、同女に暴行を加えたのは大切な商品を万引されたこと



である。)の、同女が万引をしてつかまつた弱身に付け込み、あたかも警察へ申すような態度で、同女に対して、前記のとおり、「警察へ行くか、主人にもばらさず、警察を呼ぶぞ、俺の言うことを聞けば警察や主人にも言わない。」旨申し向け、同女に二者択一を迫り、もし情交関係に依れば警察に申告するとは必至であるような態度を示したのであり、その結果、同女をして、刑事処分を受け、また主人にも告げられ、同女の身体・自由・名誉などが害されるかもしれないと畏怖されたのであつて、しかも、その申告をすかどうかは、いつに被告人Aの意思にかかつていることを示していることが認められるのであり、これに加えて前記害悪の告知された際の状況、Jの年齢・経歴などをも合わせ考えると、前記脅迫は優にJの抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであつたと認められる。

次に、前記説示の事実によれば、なるほど、弁護人ら主張のとおり、暴行・脅迫の行為時と姦淫時との間には一六日間の経過があり、その間にJが被告人Aと情交の関係を結ぶため三回にわたつて同被告人に電話しており、前記ホテル「K」客室での情交が外観上は極く自然にみえる状態において行なわれていたことは所論とおおりのりである。しかしながら、被告人Aは、Jが万引でつかまり警察や同女の内縁の夫にその事実を申告されるのをおそれているのに乗じ、同女に対し、前記暴行・脅迫を加えて同女を畏怖困惑させ、同女をして、精神的に抗拒する気力を失わせる状態に陥しいれたうえ情交の承諾を余儀なくさせ、その状態が続いている状況のもとで三回にわたつて自己指定の日に電話をさせ、次いで同ホテルにおいて同女が精神的に抗拒する気力を失つていて同被告人の意のままになるのに乗じて強いて姦淫の目的を遂げたのであるから、被告人Aの右一連の所為は、原判示第二の(一)の事実について先に説示したと同様の理由により、刑法一七七条前段の強姦罪にあたること明らかである。

論旨は、被告人Aは、貞操観念の低い女性であるJから三回にわたり誘惑の電話を受けたことにより情交関係を結んだものである旨主張するが、Jが貞操観念の低い女性であつたとする被告人Aの原審および当審公判廷における各供述は、前記証人Jの供述に照らして信用できないし、またJからの三回にわたる電話が論旨が指摘するような誘惑の電話でなかつたことは、前記認定のとおりであつて、右主張は採用できない。

そして、原判決挙示の関係各証拠を総合すると、原判示第二の(二)の事実は優に認められ、当審における事実取調の結果に照らしても、この結論を左右することはできない。従つて、原判決には所論指摘のような事実誤認の違法はないから、論旨は理由がない。

## 2 控訴趣意第二点(量刑不当の主張)について

論旨は、るる述べているが要するに、被告人Aを懲役三年の実刑に処した原判決の刑の量定は過重不当であるから、原判決は破棄を免れないというのである。

そこで、記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌して検討するに、被告人Aは、前記会社の代表取締役社長として同社の経営全般を掌理する立場にあつたのであるから、本件各被害者らの万引の事実を知り痛く憤慨したであろうことは容易に推測しうるところであり、本件各犯行に至る経緯がすべて各被害者らの不当な万引に端を発することを考慮すると、同被告人に対し同情するにやぶさかではないのであるが、しかしながら、同被告人は、前記会社の全従業員を指導監督する地位にありながら、原判示の「E」の品物を万引した木件各被害者らに対し、正当な法律手続によることなく、私利私欲を満たすため、いわば私的制裁ともいべき方により、各被害者らが万引をした弱身に付け込んで因縁をつけ、単独又は従業員と共謀のうえ、恐喝、強姦、傷害の本件各犯行に及んだものであつて、ことに、各被害者らはすべて女性であつて同女らの他聞をはばかりる弱点に乗じた点は、その手段方法において極めて悪質であるというべく、社会に与えた影響も少なくないこと等その他記録に現われた諸般の情状にかんがみると、原判決が、被告人Aを懲役三年に処したのは十分首肯しうる量刑である。なるほど、所論指摘のように、原判示第二の(三)(四)の各傷害の程度は比較的軽いものであり、被告人Aは、原判示第一の(一)(二)、第二の(五)(六)の恐喝の各被害者であるM、N、OおよびPに対し、それぞれ喝取金額を弁償して同人らとの間に示談を成立させ、原判示第二の(三)(四)の傷害の各被害者であるQおよびRに対し謝罪をして同女らも被告人Aの厳罰を望んでいないし、原判示第二の(一)の強姦の被害者Sに対しては金三万円を支払い、同女も同被告人を宥恕しており、原判示第二の(二)の強姦の被害者Jに対しては金一〇万円を支払つて示談を成立させているが、犯罪により

被害を蒙つたものにその損害の賠償をするのは当然であつて右程度の被害弁償がなされたからといつて特に刑を減輕するにはあたらないし、その他記録に現われた被告人Aの現在の心境、職業、社会的地位、経歴、家族関係など同被告人に有利な情状を十分斟酌しても、前記説示のような本件の各犯情に照らすと、同被告人が原判決程度の実刑処分を受けるのはやむをえないところであつて、これが過重不当であるとは認められない。従つて、論旨は理由がなく採用できない。

二 被告人Tに関する控訴趣意について

論旨は、要するに、被告人Tを懲役一年六月・執行猶予三年に処した原判決の刑の量定は、過重不当であり、原判決は破棄を免れない、というのである。

そこで、記録を調査し、当審における事実取調の結果を参酌して検討するに、被告人Tは、前記会社「E」の会計係員であるが、単独または被告人Aと共謀のうえ、原判決のとおり被害者らが万引をしたことに因縁をつけ、四回にわたり各被害者から現金を喝取したもので、その手段・方法は被告人Aについて説示したとおり悪質であることにかんがみると、原判決が被告人Tを懲役一年六月に処した量刑は首肯できるのであり、さらに、原判決が、同被告人は、前科がなく、従来真面目に働いてきたこと等その他原判決説示のような清状に照らして、三年間右刑の執行を猶予する旨の言渡をしたのであるから、原判決の右措置は相当であつて、さらに同被告人は、原判決言渡後各被害者に被害の弁償をしてそれぞれ示談を成立させるなどの誠意を示していること、その他記録に現われた同被告人の現在の心境、職業、家族関係などに照らして考慮しても、原判決が被告人を懲役一年六月・執行猶予三年に処した量刑が過重不当であるとは認められない。従つて、論旨は理由がない。

よつて、刑訴法三九六条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 木原繁季 裁判官 深田源次 裁判官 山口茂一)